## 議第25号 呉市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

#### 1 改正の趣旨

定員適正化の推進に伴い、条例で規定している職員の定数と実員数とに乖離が 生じる部局について、定数の見直しを行うものです。

# 2 施行期日

平成28年4月1日

#### 3 第4次呉市長期総合計画との整合性

第7節 都市経営分野

第1項 行財政改革

1 健全な財政運営の確保

#### 4 関係法令

- (1) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第172条第3項
- (2) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第19条

### 5 新旧対照表

現行	改正案
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりと	第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりと
する。	する。
(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,400 人</u>	(1) 市長の事務部局の職員 <u>1,355 人</u>
(2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員	(2) 上下水道事業管理者の事務部局の職員
212 人	<u>205 人</u>
(3) 議会の事務部局の職員 19人	(3) 議会の事務部局の職員 19人
(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9人	(4) 選挙管理委員会の事務部局の職員 9人
(5) 監査委員の事務部局の職員 8人	(5) 監査委員の事務部局の職員 8人
(6) 農業委員会の事務部局の職員 7人	(6) 農業委員会の事務部局の職員 7人
(7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>148 人</u>	(7) 教育委員会の事務部局の職員 <u>142 人</u>
(8) 公平委員会の事務部局の職員 1人	(8) 公平委員会の事務部局の職員 1人